

地域用水機能増進事業（継続）

1. 趣旨

農業用水は長い歴史の中で食料生産の基礎としての役割に加えて、生活・防火用水、消流雪用水、環境用水等の地域用水機能を有することとなり、地域社会の社会資本としても大きな役割を果たしている。

これらの農業水利資産はこれまで、農業用水を直接に利用する農家と地域用水機能を楽しむ地域社会が調和を保ちながら継承してきたが、近年の構造政策の推進に伴う担い手への農地利用集積や混住化の進展によりその環境は大きく変わりつつある。

このため、地域用水機能を維持保全するための諸活動や組織を支援する等、地域用水機能の維持・強化を図ることにより、農業水利資産の維持・保全をめぐる地域社会における新たな支援体制を確立するため地域用水機能増進事業を創設するものである。

2. 事業内容

- ・地域用水機能を支える組織とその活動を支援するため以下の事業を実施する。

（原則として8年間）

計画の作成

地域用水機能増進計画の作成

地域用水機能増進支援活動

地域用水対策協議会の運営、地域用水機能情報整備、

関係機関との連絡調整会議、事業推進活動等

地域用水機能増進活動

地域用水機能の増進のための配水操作等

ソフト事業を補完する施設等の改修整備

チェックゲートの設置、農業用排水路の改修その他地域用水機能の増進に資する施設等の整備

3. 事業実施主体

市町村、土地改良区

（但し、補完ハードにあっては都道府県を含む）

4. 採択要件

都道府県、市町村、土地改良区、地域住民等を中心とした地域用水対策協議会が設置されていること。

地域用水機能増進基本計画を定めること。

当該地区で利用される農業用水量のうち地域用水としての機能が一定割合以上存在し、かつ一定割合以上増加すること等。ただし、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)等を実施している地区において本事業を実施する場合はさらに地域用水機能が一定割合以上増加すること。

5. 補助率

50%

6. 平成19年度概算決定額

686,000(831,510)千円

（担当課：農村振興局整備部水利整備課）